

## (1) 地方交付税制度の概要

### 1 地方交付税制度の概要

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及び地方法人税のそれぞれの一定割合の額で、地方団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税を地方交付税という（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第2条。以下、「法」という。）。

地方交付税制度の目的は、地方団体の自主性を損なわずにその財源の均衡化を図り、交付基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することにより、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することにある（法第1条）。

「地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少くとも法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようにしなければならない。」と、法第3条第3項に規定されているが、これらの行政需要を賄うべき地方団体の税収入は、経済発展の地域的不均衡により著しい遍在を生じている。

したがって、このような財源の不均衡を是正し、すべての地方団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行うのに必要な財源が確保される制度を設けることが必要となる。このような制度のことを、一般に地方財政調整制度ないし地方財源保障制度と呼ぶが、地方交付税制度はその中心的な役割を果たすものとして、昭和29年度から地方財政平衡交付金に代わって発足したものである。

地方交付税は、その総額が上述の国税5税にリンクしているが、これは国が便宜的に一括徴収する間接徴収形態の地方税ともいうべきものであって、性格的には地方団体共有の固有財源である。また、その用途について何らの制限も受けない、いわゆる一般財源（法第3条第2項）であって、国庫支出金とは全く異なった特性を有するものである。

地方交付税の毎年度分の総額は、原則として、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ33.1%、酒税の収入見込

額の 50%、消費税の収入見込額の 19.5%、並びに地方法人税の収入見込額の全額に相当する額の合算額に、当該年度の前年度以前の年度における交付税の精算分を加減した額である（法第 6 条）。この他すでに交付した地方交付税について、関係行政機関の請求等による地方交付税の減額又は返還があった場合には、その額が特別交付税の総額に算入され（法第 20 条の 3）、また、多くの年度において、地方財政の状況等を勘案して、地方交付税法の一部改正や特別立法等により、当該年度分の地方交付税の総額の特例を設けて、国の一般会計からの加算措置や交付税特別会計における借り入れ等の措置が講じられている。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税の 2 種類に分かれており、前者は総額の 94%の額、後者は 6%の額と法定されている（法第 6 条の 2）。普通交付税は、地方交付税の主体をなすもので、各地方団体について、合理的基準によって算定したあるべき一般財源所要額としての基準財政需要額が、同じくあるべき税収入としての基準財政収入額を超える額（財源不足額）を基礎として交付される（法第 10 条第 1 項及び同条 2 項）。

一方、特別交付税は、普通交付税の補完的な機能を果たすものであり、客観性を特に重視する普通交付税の算定上必然的に生ずる画一性と算定の時期的な関係等から、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定に反映することのできなかつた具体的な事情を考慮して交付されるものである（法第 15 条）。